

写

福監発第 2402 号

昭和57年 1 月 6 日

福生市議会議長 末 次 性 男 殿

福生市監査委員 山 下 久 吉

同 貫 井 喜代次

昭和56年11月分例月出納検査の結果に
ついて(報告)

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

- | | |
|---------|--|
| 1 検 査 日 | 昭和56年12月25日(金) |
| 2 場 所 | 監査委員事務局 |
| 3 対 象 | 昭和56年11月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項 |
| 4 結 果 | 11月中における現金の出納状況について、関
係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、
11月末日における収支の状況は、別紙のとおり
で計数上の誤りは認められなかった。 |

昭和 5 6 年 1 1 月 分

1 歳入歳出の状況

昭和 5 6 年度

会計名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	11,632,225	805,190,938	6,645,649,497	57.1	運△200,000,000
		593,902,592	5,957,969,166	51.2	687,680,331
国保会計	1,183,491	40,445,580	661,948,005	55.9	104,051,309
		85,406,992	557,896,696	47.1	
区画整理 会計	91,262	10,000,000	30,855,316	33.8	9,971,223
		1,653,988	20,884,093	22.9	
下水道 事業会計	2,678,980	106,509,520	680,964,305	25.4	運200,000,000
		204,831,714	866,009,560	32.3	△185,045,255
受託水道 事業会計	568,540	76,018,000	350,202,268	61.6	57,940,847
		27,947,795	292,261,421	51.4	
合 計	16,154,498	1,038,164,038	8,369,619,391	51.8	674,598,455
		913,748,081	7,695,020,936	47.6	

運は運用金

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	23,092,378	108,598,824	115,528,283	16,162,919

3 基金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
基 金	用品調達	201,009	1,057,293	508,072
	土地開発	200,169,481	0	137,500,000
	職員退職準備	52,287,621	0	52,287,621
	庁舎増築	34,832,589	0	34,832,589
	都市施設整備	930,743,215	0	930,743,215
	中小企業振興 資金一時補填	418,000	0	418,000
	仮称第八小学校 建設	104,000,637	0	104,000,000
	福生市育英	13,100,000	0	13,100,000
	国保高額療養費 資金	1,983,437	10,800	337,830
	合 計	1,337,735,989	1,068,093	242,345,902

第一 回福生市議会

臨時

会会議録(第二号)

昭和五十七年一月二十六日福生市議会議場に第一回福生市議会臨時会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

十七番	田村市郎君	十六番	東田正治君	十四番	村野武男君	十二番	松山清一君	十番	遠藤洋一君	八番	山崎繁三郎君	六番	村尾栄次君	四番	高水惣八君	二番	仲村清信君	一番	石川慶一郎君	三番	加藤謹之助君	五番	東浦春浪君	七番	森田治男君	九番	小野沢久君	十一番	原敏子君	十三番	鈴不藤次郎君	十五番	鈴不藤次郎君
-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	----	-------	----	--------	----	-------	----	-------	----	-------	----	--------	----	--------	----	-------	----	-------	----	-------	-----	------	-----	--------	-----	--------

十九番	宮沢良一君
二十一番	小林菊三君
二十三番	関米吉君

二十番	指田	保雄
二十二番	買井	喜代次
二十四番	塩野	鉄之助
君	君	君

一 欠席議員は次のとおりである。

十三番
小堺仁七君

一 欠員は次のとおりである。

TH
L

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議事
司長
森田進
君

議事 市長 市川 昭利 君 主事 補 甲賀 壬 君

二 等説明員は次のとおりである。

長田村匡雄

入役高水求君

全面財政部長生子國利君

三 民部長井上久男君

建設部長内田和雄君

監査委員事務
長事務取扱
事

武市君

選舉管理委員會事務局長

篠崎

寬
君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十七年第一回福生市議会臨時会議事日程（第二日目）

開議日時 一月二十六日（火）午前十時

日程第一 議案第二百二十七号 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第二 議案第一号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第三 議案第二号 福生市消防団条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第四 議案第三号 昭和五十六年度福生市一般会計補正予算（第五号）

（審査報告）

日程第五 議案第四号 昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

（審査報告）

日程第六 議案第五号 昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算（第三号）

（審査報告）

日程第七 議案第六号 昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）

（審査報告）

日程第八 議案第七号

昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正予算（第三号）

（審査報告）

議長（木下 佳男君） ただいまより昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正予算（第三号）の議案を申し上げます。

本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されており、本委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 小林菊三君 登壇）

議会運営委員長（小林菊三君） 御指名をいただきましたので、昨日開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告いたします。

日程については、十二月議会からの継続議案が委員会において審査が終了いたしましたので、冒頭にお願いをいたして、そのほかは初日の日程のとおり編成いたしました。

また議案の取り扱いについては、いずれも各委員会からの審査直報告でありますので、即決をお願いすることといたしました。なお、全員協議会ではお手元の御配付の資料について、

昭和五十七年第一回福生市議会臨時会議事日程（第二日目）

開議日時 一月二十六日（火）午前十時

日程第一 議案第二十七号 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第二 議案第二十八号 福生市の一般職員の給与に關する条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第三 議案第二十九号 福生市消防団条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第四 議案第三十号 昭和五十六年度福生市一般会計補正予算（第五号）

（審査報告）

日程第五 議案第三十一号 昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

（審査報告）

日程第六 議案第三十二号 昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算（第三号）

（審査報告）

午前十時一分開議

○議長（末次性男君） ただいまから、昭和五十七年第一回福生市議会臨時会第二日目の会議を開きます。

本日の議事運営については、議会運営委員会において、検討されており、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 小林菊三君登壇）
○議会運営委員長（小林菊三君） 御指名をいただきましたので、昨日開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告いたします。

日程については、十二月議会からの継続議案が委員会における審査が終了しましたので、冒頭をお願いをいたし、そのほかは初日の日程のとおり編成いたしました。

また議案の取り扱いについては、いずれも各委員会からの審査報告でありますので、即決をお願いするにいたしました。
なお、全員協議会では、お手元に御配付の案件について、

本会議終了後にお願ひすることいたしました。

以上でございますが、本日の議事が円滑に運営されますよう
お願ひ申し上げます。報告といたします。

○議長（末次性男君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日
の議事を進めますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（末次性男君） この際、理事者より発言訂正の申し出があり
ますので、これを許します。

○総務部長（浅見裕康君） まことに貴重なお時間をさいていた
き申しわけございません。

本会議初日におきまして、私の方から提案理由、あるいは課長
の方からの答弁の中で、四点につきまして数字等の訂正をお願
ひいたします。

まず第一点が条例改正の中の別表の説明でございますが、
三等級における改定率を本会議におきまして四、三〇％と

申し上げましたが、四、三六％の間違ひでございます。五等級の改
定率は五、五九％と申し上げましたが、これは四、五九％の誤りであ
ります。

次に貫井議員の質問に対します課長の答弁でございますが、
等級別の職員数と、平均給与の関係ですが、二等級が六十七
人と申し上げましたが、六十八人でございます。平均給与が二十四万
二千八百五十二円と申し上げましたが、二十四万二千九十一円の誤りで
ございます。三等級が二百二十六人と申し上げましたが、二百二十五人の
誤りであります。平均給料が十六万二千三百七十三円と申し上げま
したが、十六万二千二百四十五円の誤りでございます。

なお、総体的な職員数につきましては変更はございません。
以上でございます。

よろしく御承認賜りますよう、お詫び申し上げます。よろしく
お願ひを申し上げます。

○議長（末次性男君） ただいま浅見裕康君より、訂正がございまし

したが、発言のとおり訂正することに御異議ありませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、浅見裕康君の発言の訂正を認めることにいたします。

○議長(末次性男君) これより日程に入ります。

日程第一議案第百二十七号 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君) ただいま御指名でございますので、議案第百二十七号につきまして、審査の概要を報告させていただきます。

なお本安ホにつきましては、お手元に御配付の審査報告書の

朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

今回の条例改正は、一般汚水及び浴場汚水の下水道使用料についてそれぞれの排出量の区分により、料金を改正するものである。附則においては、施行期日を五十七年四月一日からとする。及び本条例施行後の経済措置を規定したものであるとの説明があり、さらに近隣市町の使用料改定状況について説明もなされた後質疑に入ったわけでございます。

委員より排出量の各家庭の分布状況及び改正後の料金総額と、市が流域下水道負担金として支払う金額について質疑がありました。

これに対して理事者から、各家庭の分布状況は、十立方メートル以下が二・四%、十から二十立方メートル以下が二・五%、二十から五十立方メートル以下が四・二%と、五十立方メートル以下が九五%を占めている。また、改正後の料金総額について、五

十七年度から、五十七年度の三年間を想定して計算しているが、約七億七千八百四十三万円となり、流域下水道の維持管理費担金は五億一千九百九十八万一千円とみているという答弁がございしました。

さらに委員から、この料金改定については市民の四五・二%を占める二十から五十立方メートル以下のラックにおいて一立方メートル当たり十五円の値上げをして、増収を図ることは賛成できかねるとの発言もありましたので、起立により採決いたしました結果、賛成多数により、本案は原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告のとおり御確定くださいますようお願い申し上げまして審査報告といたします。
議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第百二十七号については、委員会報告どおり可決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（末次性男君） 起立多数であります。よって議案第百二十七号は委員会審査報告のとおり可決いたしました。

議長（末次性男君） 日程第二議案第一号福生市立坂職員給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 石川慶一郎君登壇）

○総務委員長（石川慶一郎君）

御指名をいただきましたので、議案

第一号につきまして、当委員における審査の概要につきまして簡単に御報告を申し上げます。

なお、お手元に配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

御報告を申し上げます前に、ただいま理事者側から訂正発言がございましたように、委員会の審査過程におきましても、本件の訂正発言がなされた上で細部にわたる審査をいたしましたことをまづもって報告させていただきます。

まづ冒頭におきまして担当課長より改正条例の内容説明があり、今回の改正は各文中における字句の整備を行うとともに国の人事院、東京都における人事委員会の勧告に準じ、当市の一般職員の給与、諸手当を含めた基準内給与を、国や東京都より若干下回る平均五・一七％、金額

にして平均一万一千七百十八円を引き上げようとする。また通勤手当につきましては、この際整備をしようとするものであるということ。なお、この給与改正に伴う必要経費は、一般会計、特別会計を合わせ、約八千五百七十九円であるとの説明がございました。

また資料によつて二十六市の状況が報告され、それによりますと、今日二十日現在で、まだ組合側と妥結に至っていない市が四市、議会を通っている市が十三市、今月中に臨時会が予定されている市が八市ということであり、アップ率は各市まちまちで、高い市は五・四二％、低い市で五・〇三％ということでございます。また扶養手当の一千円アップ、調整手当の百分の九はほとんど同じということです。

またさらに過日の本会議において、委員議員から発言がありました各等級別の平均年齢については、一等級では四十八歳七か月、二等級が三十九歳十か月、三等級が二十九歳、四等級